

平成24年における

裁判員裁判の実施状況等に関する資料

最高裁判所事務総局

はじめに

1 本資料は、裁判員制度に対する国民の理解と関心を深めるとともに、同制度の運用の改善などのための検討に資するため、裁判員法103条に基づき、毎年、裁判員裁判対象事件の取扱状況、裁判員及び補充裁判員の選任状況その他裁判員法の実施状況について公表するものである。

本公表は、第4回目の公表であり、平成24年（平成24年1月1日から同年12月31日まで）における裁判員裁判対象事件を対象としている。

2 本資料は、以下の4部構成をとっている。

(1) 第1の「実施状況の概要」（図表1ないし図表10）では、裁判員裁判対象事件の概況データを一覧表で示した上で、裁判員裁判対象事件の新受、終局、未済の各状況及び裁判員等の負担について示した。

(2) 第2の「裁判員等の選任に関する実施状況について」（図表11ないし図表28）では、裁判員候補者名簿の作成から事件ごとの候補者選定、調査票及び質問票の回答に基づく辞退許可等、選任手続期日における裁判員の選任・不選任に至るまでの選任手続の流れに沿って、統計データを示すとともに、特に、選任手続全般を通じた辞退の許否に関する状況について、データを示した（手続の流れ等については、10頁以下の「手続の流れの説明及び公表の構成」を参照されたい。）。

(3) 第3の「裁判員の参加する公判手続の実施状況について」（図表29ないし図表76）では、公判前整理手続から公判審理、評議、裁判の結果（判決等）、上訴に至る裁判手続の流れに沿って、統計データを示すとともに、特に、公判前整理手続や公判審理に要した期間等について、データを示した（手続の流れ等については、36頁以下の「手続の流れ等の説明及び公表の構成」を参照されたい。）。

(4) 第4の「その他」（図表77ないし図表82）では、弁護士及び通訳人、裁判員法違反の制裁に関する統計データを示した。

3 本資料の統計、図表その他の計数資料は、主に、各地方裁判所から報告を受けた刑事通常第一審事件票、裁判員対象事件月報（本資料では、「刑事月報」という。）及び刑事未済年表に基づくもののほか、平成21年8月20日付け刑事局第三課長事務連絡「公判前整理手続に付された裁判員裁判対象事件等の調査について」等に基づく報告（本資料では、「個別報告」という。）及び刑事局の集計結果によるものである。

4 本資料の全般に用いられる特別法等の略称や用語の定義、平均値の算出方法については、凡例のとおりである。

平成25年7月

最高裁判所事務総局

凡 例

1 特別法，政令の略称

| [略称] | [法令，政令名] |
|--------------|---|
| 裁判員法（又は「法」） | 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 |
| 裁判員規則（又は「規」） | 裁判員の参加する刑事裁判に関する規則 |
| 辞退政令 | 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条第8号に規定するやむを得ない事由を定める政令（平成20年政令第3号） |
| 銃刀法 | 銃砲刀剣類所持等取締法 |
| 組織的犯罪処罰法 | 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 |
| 麻薬取締法 | 麻薬及び向精神薬取締法 |
| 麻薬特例法 | 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律 |

2 用語の定義・説明

（※[頁]は最初に掲載されたページ数のみを記載した（ただし，図表1を除く）。）

| [用語] | [定義・説明] | [頁] |
|------------------|---|-----|
| 裁判員裁判対象事件 | 平成21年5月21日の裁判員制度施行後に起訴された法2条1項各号に該当する事件及び法5条本文に該当する事件。 | 1 |
| 新受人員 | 起訴された被告人の員数又は他の裁判所から移送等によって受理した被告人の員数(延べ人員)。同一の被告人について複数の起訴等があったときは，その都度計上した。 | 2 |
| 延べ人員 (被告人の場合) | 新受人員及び未済人員の計上方法。1人の被告人を重複して計上することがある場合をいう。例えば，同一の被告人に対する複数の事件が各別に起訴された場合には，その後，これら複数の事件を併合して審理，終局した場合であっても，事件ごとに員数を計上する場合がある。 | 2 |

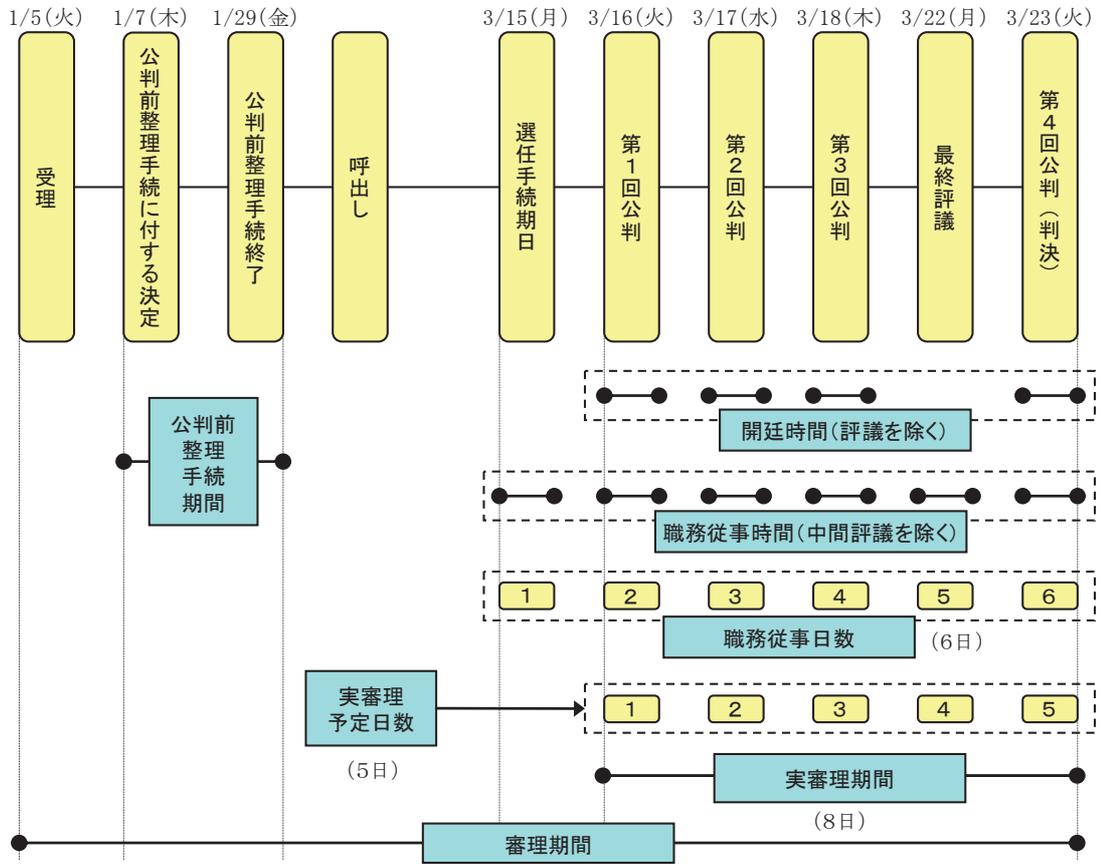
| [用語] | [定義・説明] | [頁] |
|---------|--|-----|
| 終局人員 | 判決，決定，その他で終局した被告人の員数（事件票に基づく員数）。裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に係属し，当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁及び支部に回付された（事件が引き継がれた）人員を除く。複数の被告人に対する事件の審理が併合されて終局となった場合には，各被告人の員数を計上し，同一の被告人に対する事件の審理が併合されて終局となった場合には，全事件を通じて1人として計上した。ただし，同一の被告人に対する事件を分離し，各別に終局となった場合には，終局した事件ごとに1人として計上した。 | 5 |
| 実人員 | 1人の被告人，裁判員候補者名簿被登録者，選任された裁判員等を1人として計上する場合をいう。したがって，同一の被告人について複数の起訴があり，その事件の審理が併合されたまま終局したときでも1人として計上し，2人の被告人の事件が併合されたまま審理終局したときは，手続及び判決が1つであっても2人として計上した。 | 5 |
| 判決人員 | 裁判員の参加した合議体により審理終局した被告人の員数。少年法55条による家裁移送決定があったものを含み，裁判員法3条1項の除外決定があったもの及び裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない（実人員。裁判員制度施行前のデータを除く。）。ただし，公判前整理手続に関する図表の判決人員は，裁判員裁判対象事件以外の事件について，公判前整理手続に付されずに公判を開いた後，罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり，期日間整理手続に付されたものがあるため，他の図表の判決人員とは異なる。 | 5 |
| 罪名（終局時） | 未遂処罰規定のある罪名については，未遂のものを含む。複数の罪名に当たる事件を併合審理した場合で，有罪（一部無罪を含む。）のときは処断罪名を，無罪やその他のときは起訴されている（訴因変更があった場合は変更後の）罪名のうち，裁判員裁判対象事件の罪名（裁判員裁判対象事件が複数あるときは，法定刑が最も重いもの）を，それぞれ計上した。起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては，裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。 | 5 |
| 未済人員 | 起訴後，裁判所に事件は係属しているが，終局に至らない被告人の員数（延べ人員）。本資料においては，平成24年12月31日現在の未済人員を計上した。 | 7 |
| 職務従事日数 | 裁判員等が，選任手続，公判，評議及び判決宣告等のために裁判所に出席した日数の合計をいう（凡例 VI 頁のイメージ参照）。 | 8 |
| 職務従事時間 | 選任手続期日に要した時間，開廷時間及び最終評議に要した時間の合計時間（中間評議に要した時間を含まない。）をいう（凡例 VI 頁のイメージ参照）。 | 8 |

| [用語] | [定義・説明] | [頁] |
|---------------------|---|-----|
| 自白 | 終局の段階において、すべての公訴事実を認め、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいう。 | 8 |
| 否認 | 終局の段階において、公訴事実の全部若しくは一部を争い、又は、公訴事実を認めながら法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び被告人が終局の段階まで黙秘していた場合をいう。 | 8 |
| 終局件数 | 個別報告により、裁判員の参加した合議体により審理終局した事件ごとに報告のあった件数（個別報告の件数であり、終局した被告人の員数を計上する終局人員とは異なることに留意する。）。原則として、被告人単位で報告されるが、終局時に複数の被告人の事件が併合されている場合には、最も刑の重い被告人1人についてのみ報告される。 | 8 |
| 地方裁判所 | 全国に設置されている50か所の各地方裁判所をいう。 | 10 |
| 受訴裁判所 (又は「裁判所」) | 当該事件を審理する裁判体をいう。裁判員が選任される前は、裁判官3人（又は1人）の組織であり、裁判員選任後は、これに裁判員6人（又は4人）を加えた組織をいう。 | 10 |
| 選任手続期日 | 法27条1項で定める期日をいう。法97条1項による選任予定裁判員から裁判員等を選任する手続期日を含まない。 | 10 |
| 実審理予定日数 | 裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）に記載した公判期日等（評議のみの日、判決のみの日を含み、選任手続期日のみの日を含まない。）が予定されている日数の合計である（凡例 VI 頁のイメージ参照）。 | 13 |
| 延べ人員 (裁判員候補者の場合) | 裁判員候補者の計上方法であり、同一の裁判員候補者を複数の項目に計上する場合をいう。例えば、複数の被告人の事件を併合して審理した場合に、被告人の数に応じて重複して計上する場合がある。 | 14 |
| 選定された裁判員候補者の数 | 起訴された裁判員裁判対象事件について、受訴裁判所が定め、地方裁判所がくじで選んだ裁判員候補者の員数をいう。選定があった後、法3条1項の除外決定がされた場合や法5条ただし書によって取り扱われることとなった場合、裁判員が参加する合議体で審理が行われることなく、公訴棄却・移送等で終局した場合には、選定された裁判員候補者の数は計上していない。また、法28条の追加呼出しの場合に定められた追加して呼び出すべき裁判員候補者の員数及び法90条の選任予定裁判員を選定するために呼び出すべき裁判員候補者の員数を含むが、選定後、選任手続期日の指定を取り消したため、選定を取り消された裁判員候補者の員数を含まない。 | 17 |

| [用語] | [定義・説明] | [頁] |
|----------------------------|---|-----|
| 呼び出さない措置がされた裁判員候補者 | 選定された裁判員候補者のうち、1)裁判員候補者名簿記載通知が到達していない場合、2)欠格事由・就職禁止事由に該当する場合及び3)法16条の辞退事由に該当すると認められた場合等で、選任手続期日に呼び出さない措置がされた裁判員候補者をいう（本文第2の1参照）。 | 18 |
| 辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者 | 呼び出さない措置がされた裁判員候補者のうち、辞退申出により法16条の辞退事由に該当すると認められて呼び出さない措置がされた裁判員候補者をいう。 | 18 |
| 辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者 | 選任手続期日への呼出しがされた裁判員候補者のうち、辞退申出により法16条の辞退事由に該当すると認められた場合で、選任手続期日への呼出しが取り消された裁判員候補者をいう（統計数値の収集方法の変更に伴い、平成23年から年間を通じて法16条1号から7号の辞退事由に該当する場合も含まれることとなった。）。 | 18 |
| 呼出取消しがされた裁判員候補者 | 選任手続期日への呼出しがされた裁判員候補者のうち、欠格事由・就職禁止事由に該当する場合又は法16条の辞退事由に該当すると認められた場合等で、選任手続期日への呼出しが取り消された裁判員候補者をいう（本文第2の1参照）。 | 20 |
| 辞退が認められた裁判員候補者 | 1)辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者、2)辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者及び3)選任手続期日に辞退が認められた裁判員候補者の合計をいう。 | 32 |
| 審理期間 | 事件の受理の日から終局までの期間（併合事件がある場合は、最初の事件を受理した日から終局までの期間。）（月数）をいう（多くの事件では、起訴状を受理した日から判決宣告までの期間である。）（凡例 VI 頁のイメージ参照）。 | 36 |
| 公判前整理手続期間 | 公判前整理手続に付す旨の決定があった日から同手続が終了した日までの期間（月数）をいう（凡例 VI 頁のイメージ参照）。 | 36 |
| 実審理期間 | 第1回公判期日から終局（判決宣告）までの期間（日数）をいう。審理等が行われなかった日や土日祝日を含む（凡例 VI 頁のイメージ参照）。 | 37 |
| 証人尋問時間、被告人質問時間 | 「検察官」の尋問（質問）時間には、被害者（委託弁護士を含む。）の尋問（質問）時間を含み、「辩护人」の証人尋問時間には、被告人本人による尋問時間を含む。また、「裁判体」とは、裁判官及び裁判員をいう。 | 37 |

| [用語] | [定義・説明] | [頁] |
|-------------------|--|-----|
| 開廷時間 | 公判期日及び刑事訴訟法 281 条に基づく証人尋問等の公判準備に要したすべての時間をいう。評議（中間評議の時間を含む。）の時間を含まない（凡例 VI 頁のイメージ参照。）。 | 38 |
| 裁判員裁判対象罪名の事件 | 平成 21 年 5 月 21 日の裁判員制度施行前に起訴された法 2 条 1 項該当事件。 | 42 |
| 取調べ証人数 | 検察官若しくは弁護士（被告人を含む。）が請求し又は職権で取り調べられた人証の合計数をいう。実人員であり、取調べ証拠数とは計上単位が異なる。同一の証人を検察側、弁護士双方が請求し、取り調べた場合には、1 人として計上した。 | 52 |
| 取調べ証拠数 | 検察官若しくは弁護士（被告人を含む。）が請求し、取り調べられた書証、物証及び人証の合計数をいう。双方請求の場合は、それぞれに重複して計上したため、延べ数である。 | 54 |
| 延べ人員 (被害者等の場合) | 被害者等の計上方法であり、同一の被害者等を複数の項目に計上する場合をいう。例えば、複数の被告人の事件を併合して審理した場合に、被告人の数に応じて複数計上される場合がある。 | 68 |

<期間・時間に関するイメージ>



(注) 日付は架空のものである。

3 数値の算出方法

(1) 平均値の算出方法

ア 平均審理期間

平均審理期間は、次の階級区分によって算出した（ただし、図表40を除く。）。なお、（ ）内は階級の代表値で月数を示す。

1月以内（0.5） 2月以内（1.5） 3月以内（2.5） 6月以内（4.5） 1年以内（9）
2年以内（18） 3年以内（30） 3年を超えるもの（60） の8区分

イ 平均公判前整理手続期間

平均公判前整理手続期間は、次の階級区分によって算出した（ただし、図表40を除く。）。（ ）内は階級の代表値で月数を示す。なお、統計数値の収集実績に伴い、平成23年の資料から分布の表示方法及び代表値を変更した。

15日以内（0.5） 1月以内（0.5） 2月以内（1.5） 3月以内（2.5）
6月以内（4.5） 9月以内（7.5） 1年以内（10.5） 1年3月以内（13.5）
1年6月以内（16.5） 1年9月以内（19.5） 2年以内（22.5）
2年3月以内（25.5） 2年6月以内（28.5） 2年9月以内（31.5）
3年以内（34.5） 3年を超えるもの（48） の16区分

ウ その他の平均値

上記以外の平均値（選任された補充裁判員数の平均、平均開廷回数、平均取調べ証拠数、平均実審理期間、平均評議時間等）は、対象となる人数、回数、日数等の和をサンプル数で除する方法によって算出した。

(2) 構成比及び比率（％）の算出方法

構成比及び比率は小数第2位を四捨五入する方法で算出した。そのため、項目ごとの合計が100.0%にならない場合がある。

目 次

第 1 実施状況の概要

| | | |
|---|--------------------------|---------------------------------|
| 1 | 概況 | 1 |
| | 図表 1 | 裁判員裁判対象事件の概況データ (1) |
| 2 | 新受人員及びその内訳（庁別・罪名別） | 2 |
| | 図表 2 | 地裁刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受人員 (2) |
| | 図表 3 | 庁別の新受人員 (3) |
| | 図表 4 | 罪名別の新受人員 (4) |
| 3 | 終局人員及びその内訳（庁別・罪名別） | 5 |
| | 図表 5 | 庁別の終局人員 (5) |
| | 図表 6 | 罪名別の終局人員 (6) |
| 4 | 未済人員及びその内訳（庁別・係属期間別（総数）） | 7 |
| | 図表 7-1 | 庁別の未済人員 (7) |
| | 図表 7-2 | 係属期間別の未済人員 (8) |
| 5 | 裁判員等の負担 | 8 |
| | 図表 8 | 職務従事日数別の終局件数の分布（自白否認別） (8) |
| | 図表 9 | 職務従事時間別の判決人員の分布（自白否認別） (8) |
| | 図表 10 | 職務従事時間別の判決人員の分布（罪名別） (9) |

第 2 裁判員等の選任に関する実施状況について

| | | |
|---|------------------------------|----|
| 1 | 手続の流れの説明及び公表の構成 | 10 |
| | (1) 裁判員が選ばれるまでの手続の流れ | 10 |
| | (2) 選任手続全般を通じた辞退申立て，許否に関する状況 | 13 |
| | (3) クロス集計の視点 | 13 |

| | | |
|---|--|------|
| 2 | 名簿記載通知・調査票送付段階（裁判員候補者名簿の被登録人数及び地方裁判所における調査の結果（調査票の回答状況等）） | 14 |
| | 図表 1 1 裁判員候補者名簿被登録人数，調査票回答者数，就職禁止事由申出者数，定型的辞退事由申出者数（庁別） | (15) |
| | 図表 1 2 月別の参加困難月申出者数 | (16) |
| 3 | 「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」・質問票送付段階 | 17 |
| | (1) 裁判員候補者の選定 | 17 |
| | 図表 1 3 実審理予定日数別の選定された裁判員候補者数（自白否認別） | (17) |
| | (2) 辞退許可の状況 | 18 |
| | 図表 1 4 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（実審理予定日数別） | (18) |
| | 図表 1 5 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（庁別） | (19) |
| 4 | 選任手続期日当日 | 20 |
| | (1) 出席状況 | 20 |
| | 図表 1 6 出席した裁判員候補者数及び出席率（実審理予定日数別） | (20) |
| | (2) 辞退申立て，許否に関する状況 | 21 |
| | 図表 1 7 選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者数，辞退が認められた裁判員候補者数及びその内訳（実審理予定日数別） | (21) |
| | (3) 不選任に関する状況 | 22 |
| | 図表 1 8 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳（実審理予定日数別） | (22) |
| | (4) 選任の状況 | 23 |
| | 図表 1 9 選任された裁判員及び補充裁判員の総数等（庁別） | (24) |
| | 図表 2 0 選任手続期日に出席した裁判員候補者，選任された裁判員及び補充裁判員の属性 | (26) |
| | 図表 2 1 選任された補充裁判員数別の判決人員の分布及び選任された補充裁判員数の平均（実審理予定日数別） | (28) |
| | (5) 解任の状況 | 29 |
| | 図表 2 2 解任理由別の裁判員及び補充裁判員の解任数（開廷回数別） | (29) |
| | (6) その他 | 30 |
| | 図表 2 3 出席した裁判員候補者数別の判決人員の分布及び出席した裁判員候補者総数（選任手続期日に要した時間別） | (30) |

| | | |
|--------|---|------|
| 5 | 辞退申立て、許否に関する状況（選任手続全般を通じて） | 31 |
| 図表 2 4 | 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移 | (31) |
| 図表 2 5 | 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別の内訳（選任手続期日の前と当日別） | (32) |
| 図表 2 6 | 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合（％）（庁別） | (34) |
| 図表 2 7 | 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合（％）（辞退事由別） | (35) |
| 図表 2 8 | 終局月別の辞退が認められた裁判員候補者の割合 | (35) |

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

| | | |
|--------|---|------|
| 1 | 手続の流れ等の説明及び公表の構成 | 36 |
| (1) | 対象事件・合議体の構成 | 36 |
| (2) | 裁判員裁判における訴訟手続の流れ | 36 |
| (3) | クロス集計の視点 | 40 |
| 2 | 概況 | 41 |
| 図表 2 9 | 裁判員裁判対象事件の公判手続概況データ | (41) |
| 3 | 審理 | 41 |
| (1) | 合議体の構成・除外決定 | 41 |
| 図表 3 0 | 合議体の構成別の判決人員（罪名別） | (41) |
| 図表 3 1 | 合議体の構成別の判決人員（実審理期間別） | (41) |
| 図表 3 2 | 罪名別の除外決定がされた判決人員 | (41) |
| (2) | 公判前整理手続 | 42 |
| 図表 3 3 | 公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数（自白否認別） | (42) |
| (参考) | 裁判員法施行前の地裁刑事通常第一審事件における公判前整理手続を実施した裁判員裁判対象罪名の事件の公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数（自白否認別）（平成18年～20年累計） | (43) |
| 図表 3 4 | 罪名別の第1回公判期日前の鑑定（法50条）を行った判決人員 | (44) |

| | | |
|---------------------|--|------|
| 図表 3 5 (参考) | 自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間 地裁刑事通常第一審事件における公判前整理手続を実施 した終局事件の自白否認別の平均審理期間及び平均公判 前整理手続期間並びに法定合議事件全体の自白否認別の 平均審理期間 (平成 1 8 年～ 2 0 年累計) | (45) |
| (参考) | 地裁刑事通常第一審事件における平均審理期間の推移 | (46) |
| 図表 3 6 | 自白否認別・主要罪名別の平均審理期間及び平均公判前 整理手続期間 | (47) |
| 図表 3 7 | 自白否認別の公判前整理手続期間の分布及び平均公判前 整理手続期間 | (48) |
| 図表 3 8 | 第 1 回公判期日前の鑑定 (法 5 0 条) の有無別の平均審 理期間及び平均公判前整理手続期間 | (48) |
| 図表 3 9 | 開廷回数別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間 | (49) |
| 図表 4 0 | 審理段階別の平均日数 (自白否認別) | (50) |
| (3) 審理期間・開廷回数・実審理期間 | | 51 |
| 図表 4 1 | 自白否認別の審理期間の分布及び平均審理期間 | (51) |
| 図表 4 2 | 実審理期間 (第 1 回公判から終局まで) 別の判決人員の 分布及び平均実審理期間 (自白否認別) | (51) |
| 図表 4 3 | 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数 (罪名別) | (52) |
| 図表 4 4 | 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数 (自白否 認別) | (53) |
| 図表 4 5 | 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数 (第 1 回 公判期日前の鑑定 (法 5 0 条) の有無別) | (53) |
| (4) 公判審理 (証拠調べ) | | 54 |
| 図表 4 6 | 取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数 (自白否認別) | (54) |
| 図表 4 7 | 取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数 (自白否認別) | (55) |
| 図表 4 8 | 取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数 (罪名別) | (56) |
| 図表 4 9 | 証人尋問時間別の終局件数の分布及び平均証人尋問時間 (自白否認別) | (57) |
| 図表 5 0 | 証人 1 人当たりの証人尋問時間別の終局件数の分布及び 証人 1 人当たりの平均証人尋問時間 (自白否認別) | (57) |
| 図表 5 1 | 被告人質問時間別の終局件数の分布及び平均被告人質問 時間 (自白否認別) | (58) |
| 図表 5 2 | 開廷時間別・取調べ証人数別の終局件数の分布 | (58) |
| 図表 5 3 | 開廷時間別・証人尋問時間別の終局件数の分布 | (59) |

| | | |
|--------------------|--|------|
| 図表 5 4 | 開廷時間別・被告人質問時間別の終局件数の分布 | (59) |
| 図表 5 5 | 平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間の内訳（自白否認別） | (60) |
| 図表 5 6 | 取調べ証人数別の終局件数の分布（開廷回数別） | (61) |
| 図表 5 7 | 自白否認別の平均開廷時間及び平均取調べ証人数 | (61) |
| (5) 客観的併合 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 62 |
| 図表 5 8 - 1 | 公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白事件） | (62) |
| 図表 5 8 - 2 | 公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（否認事件） | (62) |
| 図表 5 9 - 1 | 公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局件数の分布並びに平均時間（自白事件） | (63) |
| 図表 5 9 - 2 | 公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局件数の分布並びに平均時間（否認事件） | (63) |
| 図表 6 0 - 1 | 公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数（自白事件） | (64) |
| 図表 6 0 - 2 | 公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数（否認事件） | (64) |
| 図表 6 1 - 1 | 公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間（自白事件） | (65) |
| 図表 6 1 - 2 | 公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間（否認事件） | (65) |
| (6) 区分審理 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 66 |
| 図表 6 2 | 区分審理決定のあった判決人員及び審判の数ごとの内訳 | (66) |
| 図表 6 3 | 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（区分審理決定の有無別） | (66) |
| 図表 6 4 | 開廷時間別の判決人員の分布及び平均開廷時間（区分審理決定の有無別） | (67) |
| (7) 被害者参加・刑事損害賠償命令 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 68 |
| 図表 6 5 | 裁判員裁判における被害者参加の状況（罪名別） | (68) |
| 4 評議 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 69 |
| 図表 6 6 | 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別） | (69) |
| 図表 6 7 | 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（罪名別） | (70) |
| 図表 6 8 | 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（開廷回数別） | (71) |

| | | |
|---|------------------------------------|------|
| 5 | 裁判の結果 | 72 |
| | 図表 6 9 罪名別・自白否認別の判決人員及び控訴人員 | (72) |
| | 図表 7 0 - 1 庁別・終局区分別の終局人員 | (73) |
| | 図表 7 0 - 2 罪名別・終局区分別の終局人員 | (74) |
| | 図表 7 1 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員 | (75) |
| 6 | 控訴 | 76 |
| | 図表 7 2 第一審結果別の控訴理由の分布（控訴審終局分） | (76) |
| | 図表 7 3 第一審結果別の控訴審結果の分布 | (77) |
| | 図表 7 4 終局人員に占める破棄人員の割合及び破棄理由別人員の分布 | (78) |
| | （参考） 控訴審における終局人員の審級別平均審理期間の推移 | (79) |
| 7 | 上告 | 80 |
| | 図表 7 5 控訴審結果別の上告理由の分布（上告審終局分） | (80) |
| | 図表 7 6 控訴審結果別の上告審結果の分布 | (81) |
| | （参考） 上告審における終局人員の審級別平均審理期間の推移 | (82) |

第4 その他

83

| | | |
|--|---|------|
| | 図表 7 7 弁護人の私選国選別の判決人員（罪名別） | (84) |
| | 図表 7 8 罪名別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員 | (85) |
| | 図表 7 9 言語別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員 | (86) |
| | 図表 8 0 手話通訳人等の付いた被告人の判決人員 | (87) |
| | 図表 8 1 手話通訳・要約筆記・点字翻訳を要した裁判員候補者、裁判員等の員数 | (87) |
| | 図表 8 2 裁判員法違反事件の処理状況 | (87) |

第1 実施状況の概要

1 概況

平成24年の裁判員裁判対象事件の概況は、図表1のとおりである。各データの詳細は右欄外に記載した各図表を参照されたい。

図表1 裁判員裁判対象事件の概況データ

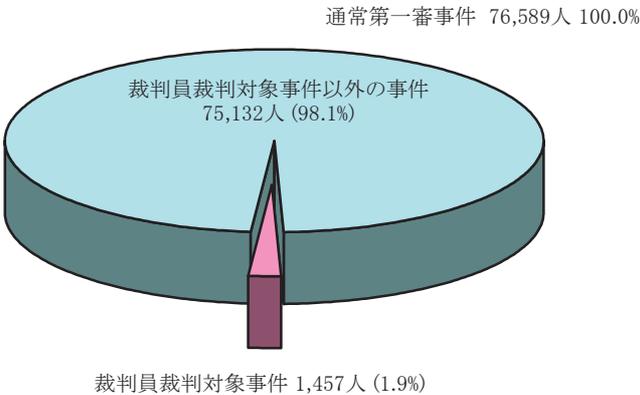
| | | | |
|---|---------------------|------------|------------------------|
| 第1 実施状況の 概要 | 新受人員(延べ人員) | 1,457(人) | (注) 図表2~4参照 |
| | 終局人員(実人員) | 1,526(人) | (注) 図表5, 6, 70, 71参照 |
| 第2 裁判員等の 選任に関する 実施状況に ついて | 裁判員候補者名簿被登録人数 | 285,530(人) | (注) 図表11, 12, 19参照 |
| | 選定された裁判員候補者の数 | 135,535(人) | (注) 図表13~16等参照 |
| | 選任手続期日に出席した裁判員候補者の数 | 41,526(人) | (注) 図表16~18等参照 |
| | 選任手続期日への裁判員候補者の出席率 | 76.0(%) | (注) 図表16, 24参照 |
| | 辞退が認められた裁判員候補者の数 | 83,426(人) | (注) 図表25, 28参照 |
| | 辞退が認められた裁判員候補者の割合 | 61.6(%) | (注) 図表26~28参照 |
| | 選任された裁判員の数 | 8,633(人) | (注) 図表19参照 |
| | 選任された補充裁判員の数 | 2,906(人) | 〃 |
| 第3 裁判員の参 加する公判 手続の実施 状況につい て | 平均審理期間 | 9.3(月) | (注) 図表35, 36, 39, 41参照 |
| | 平均実審理期間 | 7.4(日) | (注) 図表42参照 |
| | 平均開廷回数 | 4.5(回) | (注) 図表43~45, 63参照 |
| | 平均取調べ証拠数 | 30.8(個) | (注) 図表46参照 |
| | 平均取調べ証人数 | 3.0(人) | (注) 図表47, 48参照 |
| | 平均証人尋問時間 | 215.0(分) | (注) 図表49, 55参照 |
| | 平均被告人質問時間 | 176.7(分) | (注) 図表51, 55参照 |
| | 被害者参加の申出があった判決人員 | 190(人) | (注) 図表65参照 |
| | 平均評議時間 | 619.8(分) | (注) 図表66~68参照 |
| 第4 その他 | 通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員 | 145(人) | (注) 図表78, 79参照 |

2 新受人員及びその内訳（庁別・罪名別）

平成24年1月1日から12月31日までの裁判員裁判対象事件の新受人員（「延べ人員」である。）は1,457人であり、同年における地裁刑事通常第一審事件全体の新受人員（7万6589人）の1.9%を占めている（以上、図表2）。

同年における裁判員裁判対象事件の新受人員を庁別及び罪名別にみると、図表3及び図表4のとおりである。

図表2 地裁刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受人員



(注) 1 刑事月報による延べ人員である。
2 通常第一審事件には再審事件を含む。

図表3 庁別の新受人員

| | |
|-----------|-------|
| 総数 | 1,457 |
| 東京地裁本庁 | 122 |
| 東京地裁立川支部 | 36 |
| 横浜地裁本庁 | 56 |
| 横浜地裁小田原支部 | 6 |
| さいたま地裁本庁 | 104 |
| 千葉地裁本庁 | 121 |
| 水戸地裁本庁 | 30 |
| 宇都宮地裁本庁 | 26 |
| 前橋地裁本庁 | 33 |
| 静岡地裁本庁 | 10 |
| 静岡地裁沼津支部 | 11 |
| 静岡地裁浜松支部 | 12 |
| 甲府地裁本庁 | 12 |
| 長野地裁本庁 | 11 |
| 長野地裁松本支部 | 6 |
| 新潟地裁本庁 | 9 |
| 大阪地裁本庁 | 152 |
| 大阪地裁堺支部 | 35 |
| 京都地裁本庁 | 43 |
| 神戸地裁本庁 | 52 |
| 神戸地裁姫路支部 | 7 |
| 奈良地裁本庁 | 19 |
| 大津地裁本庁 | 19 |
| 和歌山地裁本庁 | 7 |
| 名古屋地裁本庁 | 57 |
| 名古屋地裁岡崎支部 | 23 |
| 津地裁本庁 | 17 |
| 岐阜地裁本庁 | 16 |
| 福井地裁本庁 | 4 |
| 金沢地裁本庁 | 7 |
| 富山地裁本庁 | 5 |

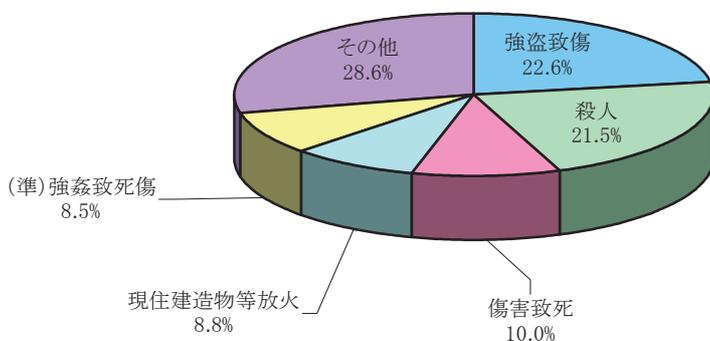
| | |
|----------|----|
| 広島地裁本庁 | 33 |
| 山口地裁本庁 | 13 |
| 岡山地裁本庁 | 16 |
| 鳥取地裁本庁 | - |
| 松江地裁本庁 | 4 |
| 福岡地裁本庁 | 34 |
| 福岡地裁小倉支部 | 22 |
| 佐賀地裁本庁 | 11 |
| 長崎地裁本庁 | 8 |
| 大分地裁本庁 | 17 |
| 熊本地裁本庁 | 11 |
| 鹿児島地裁本庁 | 6 |
| 宮崎地裁本庁 | 14 |
| 那覇地裁本庁 | 11 |
| 仙台地裁本庁 | 15 |
| 福島地裁本庁 | 2 |
| 福島地裁郡山支部 | 10 |
| 山形地裁本庁 | 15 |
| 盛岡地裁本庁 | 5 |
| 秋田地裁本庁 | 8 |
| 青森地裁本庁 | 25 |
| 札幌地裁本庁 | 26 |
| 函館地裁本庁 | 7 |
| 旭川地裁本庁 | 7 |
| 釧路地裁本庁 | 15 |
| 高松地裁本庁 | 21 |
| 徳島地裁本庁 | 8 |
| 高知地裁本庁 | 3 |
| 松山地裁本庁 | 22 |

(注) 刑事月報による延べ人員である。

図表4 罪名別の新受人員

| | |
|---------------|-------|
| 総数 | 1,457 |
| 強盗致傷 | 329 |
| 殺人 | 313 |
| 傷害致死 | 146 |
| 現住建造物等放火 | 128 |
| (準)強姦致死傷 | 124 |
| (準)強制わいせつ致死傷 | 109 |
| 覚せい剤取締法違反 | 105 |
| 強盗強姦 | 59 |
| 強盗致死(強盗殺人) | 37 |
| 偽造通貨行使 | 34 |
| 危険運転致死 | 27 |
| 通貨偽造 | 19 |
| 集団(準)強姦致死傷 | 6 |
| 爆発物取締罰則違反 | 5 |
| 保護責任者遺棄致死 | 4 |
| 銃砲刀剣類所持等取締法違反 | 4 |
| 麻薬及び向精神薬取締法違反 | 2 |
| 麻薬特例法違反 | 2 |
| 逮捕監禁致死 | 1 |
| 身代金拐取 | 1 |
| その他 | 2 |

- (注) 1 刑事月報による延べ人員である。
 2 受理後の罰条の変更により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。
 3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。



3 終局人員及びその内訳（庁別・罪名別）

平成24年における裁判員裁判対象事件の終局人員（「実人員」である。）は、1,526人であり、庁別にみると、図表5のとおりである（うち、有罪人員（一部無罪を含む。）は1,488人であり、判決人員に対する有罪率は99.2%である。）。

なお、平成24年における地裁刑事通常第一審事件全体の終局人員は、5万6734人である。

図表5 庁別の終局人員

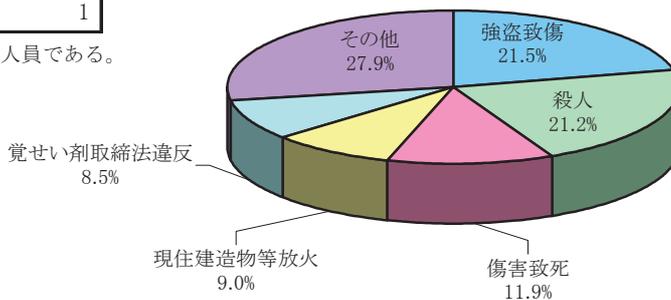
| | | | |
|-----------|-------|----------|----|
| 総数 | 1,526 | | |
| 東京地裁本庁 | 132 | 広島地裁本庁 | 36 |
| 東京地裁立川支部 | 48 | 山口地裁本庁 | 15 |
| 横浜地裁本庁 | 81 | 岡山地裁本庁 | 21 |
| 横浜地裁小田原支部 | 14 | 鳥取地裁本庁 | 2 |
| さいたま地裁本庁 | 79 | 松江地裁本庁 | 4 |
| 千葉地裁本庁 | 166 | 福岡地裁本庁 | 46 |
| 水戸地裁本庁 | 29 | 福岡地裁小倉支部 | 11 |
| 宇都宮地裁本庁 | 26 | 佐賀地裁本庁 | 10 |
| 前橋地裁本庁 | 29 | 長崎地裁本庁 | 11 |
| 静岡地裁本庁 | 10 | 大分地裁本庁 | 12 |
| 静岡地裁沼津支部 | 16 | 熊本地裁本庁 | 18 |
| 静岡地裁浜松支部 | 11 | 鹿児島地裁本庁 | 20 |
| 甲府地裁本庁 | 16 | 宮崎地裁本庁 | 12 |
| 長野地裁本庁 | 12 | 那覇地裁本庁 | 13 |
| 長野地裁松本支部 | 6 | 仙台地裁本庁 | 21 |
| 新潟地裁本庁 | 16 | 福島地裁本庁 | 4 |
| 大阪地裁本庁 | 123 | 福島地裁郡山支部 | 7 |
| 大阪地裁堺支部 | 41 | 山形地裁本庁 | 5 |
| 京都地裁本庁 | 29 | 盛岡地裁本庁 | 6 |
| 神戸地裁本庁 | 38 | 秋田地裁本庁 | 7 |
| 神戸地裁姫路支部 | 9 | 青森地裁本庁 | 13 |
| 奈良地裁本庁 | 18 | 札幌地裁本庁 | 34 |
| 大津地裁本庁 | 14 | 函館地裁本庁 | 6 |
| 和歌山地裁本庁 | 7 | 旭川地裁本庁 | 4 |
| 名古屋地裁本庁 | 73 | 釧路地裁本庁 | 10 |
| 名古屋地裁岡崎支部 | 25 | 高松地裁本庁 | 16 |
| 津地裁本庁 | 24 | 徳島地裁本庁 | 7 |
| 岐阜地裁本庁 | 19 | 高知地裁本庁 | 4 |
| 福井地裁本庁 | 10 | 松山地裁本庁 | 10 |
| 金沢地裁本庁 | 11 | | |
| 富山地裁本庁 | 9 | | |

（注） 刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表6 罪名別の終局人員

| | |
|--------------|-------|
| 総数 | 1,526 |
| 強盗致傷 | 328 |
| 殺人 | 324 |
| 傷害致死 | 181 |
| 現住建造物等放火 | 137 |
| 覚せい剤取締法違反 | 130 |
| (準)強姦致死傷 | 106 |
| (準)強制わいせつ致死傷 | 82 |
| 麻薬特例法違反 | 46 |
| 強盗強姦 | 35 |
| 強盗致死(強盗殺人) | 34 |
| 偽造通貨行使 | 24 |
| 危険運転致死 | 23 |
| 保護責任者遺棄致死 | 11 |
| 逮捕監禁致死 | 11 |
| 傷害 | 9 |
| 集団(準)強姦致死傷 | 8 |
| 組織的犯罪処罰法違反 | 5 |
| 通貨偽造 | 4 |
| 強盗 | 4 |
| (準)強姦 | 3 |
| 自殺関与及び同意殺人 | 3 |
| 集団(準)強姦 | 2 |
| 爆発物取締罰則違反 | 2 |
| 銃刀法違反 | 2 |
| 麻薬取締法違反 | 2 |
| 非現住建造物等放火 | 1 |
| 建造物等以外放火 | 1 |
| 建造物等延焼 | 1 |
| 激発物破裂 | 1 |
| 自動車運転過失致死 | 1 |
| 窃盗 | 1 |
| 常習累犯強盗 | 1 |
| 恐喝 | 1 |
| 関税法違反 | 1 |
| 道路交通法違反 | 1 |

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。



4 未済人員及びその内訳（庁別・係属期間別（総数））

平成24年末現在における裁判員裁判対象事件の未済人員（併合された事件を含む「延べ人員」である。）を庁別及び係属期間別にみると、図表7のとおりである。

なお、同年末現在における地裁刑事通常第一審事件全体の未済人員は、2万0733人である。

図表7-1 庁別の未済人員

| | | | |
|-----------|-------|----------|----|
| 総数 | 1,374 | | |
| 東京地裁本庁 | 120 | 広島地裁本庁 | 29 |
| 東京地裁立川支部 | 49 | 山口地裁本庁 | 8 |
| 横浜地裁本庁 | 75 | 岡山地裁本庁 | 25 |
| 横浜地裁小田原支部 | 4 | 鳥取地裁本庁 | 1 |
| さいたま地裁本庁 | 84 | 松江地裁本庁 | 2 |
| 千葉地裁本庁 | 113 | 福岡地裁本庁 | 32 |
| 水戸地裁本庁 | 15 | 福岡地裁小倉支部 | 30 |
| 宇都宮地裁本庁 | 18 | 佐賀地裁本庁 | 5 |
| 前橋地裁本庁 | 17 | 長崎地裁本庁 | 5 |
| 静岡地裁本庁 | 7 | 大分地裁本庁 | 11 |
| 静岡地裁沼津支部 | 6 | 熊本地裁本庁 | 8 |
| 静岡地裁浜松支部 | 14 | 鹿児島地裁本庁 | 3 |
| 甲府地裁本庁 | 13 | 宮崎地裁本庁 | 9 |
| 長野地裁本庁 | 6 | 那覇地裁本庁 | 3 |
| 長野地裁松本支部 | 5 | 仙台地裁本庁 | 18 |
| 新潟地裁本庁 | 7 | 福島地裁本庁 | 2 |
| 大阪地裁本庁 | 185 | 福島地裁郡山支部 | 6 |
| 大阪地裁堺支部 | 39 | 山形地裁本庁 | 14 |
| 京都地裁本庁 | 51 | 盛岡地裁本庁 | 4 |
| 神戸地裁本庁 | 43 | 秋田地裁本庁 | 5 |
| 神戸地裁姫路支部 | 5 | 青森地裁本庁 | 24 |
| 奈良地裁本庁 | - | 札幌地裁本庁 | 14 |
| 大津地裁本庁 | 14 | 函館地裁本庁 | 5 |
| 和歌山地裁本庁 | 10 | 旭川地裁本庁 | 5 |
| 名古屋地裁本庁 | 76 | 釧路地裁本庁 | 14 |
| 名古屋地裁岡崎支部 | 23 | 高松地裁本庁 | 14 |
| 津地裁本庁 | 29 | 徳島地裁本庁 | 2 |
| 岐阜地裁本庁 | 13 | 高知地裁本庁 | 1 |
| 福井地裁本庁 | 6 | 松山地裁本庁 | 21 |
| 金沢地裁本庁 | 4 | | |
| 富山地裁本庁 | 3 | | |

(注) 1 刑事未済年表による延べ人員である。

2 裁判員裁判対象事件と裁判員裁判対象事件以外の事件が併合審理されている場合は、併合されている裁判員裁判対象事件以外の事件を含む。

図表7-2 係属期間別の未済人員

| 総数 | 1月以内 | 3月以内 | 6月以内 | 1年以内 | 2年以内 | 2年を超える |
|-------|------|------|------|------|------|--------|
| 1,374 | 161 | 335 | 419 | 326 | 114 | 19 |

(注) 1 刑事未済年表による延べ人員である。

2 裁判員裁判対象事件と裁判員裁判対象事件以外の事件が併合審理されている場合は、併合されている裁判員裁判対象事件以外の事件を含む。

5 裁判員等の負担

裁判員等が、選任手続や公判、評議等のために裁判所に出席した日数（職務従事日数）の分布を自白・否認別にみると、図表8のとおりである。また、裁判員等の負担や公判審理状況を示すため、選任手続以降の通算の職務従事時間を自白・否認別及び罪名別にみると、図表9及び図表10のとおりである。

図表8 職務従事日数別の終局件数の分布（自白否認別）

| | 終局 件数 | 職務従事日数 | | | | | | 平均職務従 事日数(日) |
|----|----------|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|-----------------|
| | | 2日 | 3日 | 4日 | 5日 | 10日 以内 | 10日 を超える | |
| 総数 | 1,415 | (0.6) 8 | (12.9) 183 | (28.1) 397 | (19.4) 275 | (34.1) 483 | (4.9) 69 | 5.7 |
| 自白 | 753 | (1.1) 8 | (21.9) 165 | (42.5) 320 | (21.2) 160 | (12.7) 96 | (0.5) 4 | 4.4 |
| 否認 | 662 | - | (2.7) 18 | (11.6) 77 | (17.4) 115 | (58.5) 387 | (9.8) 65 | 7.2 |

(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

2 () は終局件数に対する割合(%)である。

図表9 職務従事時間別の判決人員の分布（自白否認別）

| | 判決 人員 | 職務従事時間 | | | | | | 平均職務 従事時間 (時) |
|----|----------|------------|------------|------------|------------|------------|--------------|---------------------|
| | | 12時間 以内 | 15時間 以内 | 18時間 以内 | 21時間 以内 | 24時間 以内 | 24時間 を超える | |
| 総数 | 1,500 | 130 | 251 | 255 | 195 | 161 | 508 | 23.4 |
| 自白 | 806 | 123 | 213 | 199 | 116 | 63 | 92 | 17.3 |
| 否認 | 694 | 7 | 38 | 56 | 79 | 98 | 416 | 30.4 |

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表10 職務従事時間別の判決人員の分布（罪名別）

| | 判決人員 | 職務従事時間 | | | | | | 平均職務従事時間(時) |
|--------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|-------------|
| | | 12時間以内 | 15時間以内 | 18時間以内 | 21時間以内 | 24時間以内 | 24時間を超える | |
| 総数 | 1,500 | 130 | 251 | 255 | 195 | 161 | 508 | 23.4 |
| 殺人 | 323 | 18 | 46 | 52 | 40 | 32 | 135 | 26.0 |
| 強盗致傷 | 322 | 35 | 59 | 48 | 56 | 36 | 88 | 20.7 |
| 傷害致死 | 180 | 9 | 16 | 33 | 30 | 14 | 78 | 26.6 |
| 現住建造物等放火 | 134 | 11 | 29 | 33 | 17 | 16 | 28 | 19.7 |
| 覚せい剤取締法違反 | 127 | 12 | 16 | 26 | 12 | 18 | 43 | 22.9 |
| (準)強姦致死傷 | 101 | 14 | 27 | 17 | 9 | 9 | 25 | 19.7 |
| (準)強制わいせつ致死傷 | 80 | 17 | 21 | 12 | 10 | 11 | 9 | 17.2 |
| 麻薬特例法違反 | 46 | 2 | 13 | 6 | 4 | 3 | 18 | 24.3 |
| 強盗致死(強盗殺人) | 34 | - | - | 6 | 5 | 6 | 17 | 34.3 |
| 強盗強姦 | 34 | - | 4 | 8 | 4 | 3 | 15 | 27.1 |
| 偽造通貨行使 | 24 | 9 | 7 | 1 | - | 4 | 3 | 15.7 |
| 危険運転致死 | 23 | 1 | 4 | 4 | 2 | 2 | 10 | 27.0 |
| 保護責任者遺棄致死 | 11 | - | - | - | 2 | 1 | 8 | 30.4 |
| 逮捕監禁致死 | 11 | - | 1 | - | - | - | 10 | 35.2 |
| 傷害 | 9 | - | - | 3 | 1 | 1 | 4 | 23.0 |
| 集団(準)強姦致死傷 | 7 | - | 2 | 3 | - | 2 | - | 17.5 |
| 組織的犯罪処罰法違反 | 5 | - | - | - | - | - | 5 | 72.1 |
| 強盗 | 4 | - | 1 | - | 1 | - | 2 | 23.5 |
| 通貨偽造 | 3 | 2 | 1 | - | - | - | - | 11.2 |
| (準)強姦 | 3 | - | - | 1 | 1 | - | 1 | 25.8 |
| 自殺関与及び同意殺人 | 3 | - | - | - | - | 2 | 1 | 23.9 |
| 集団(準)強姦 | 2 | - | - | - | - | - | 2 | 43.3 |
| 麻薬取締法違反 | 2 | - | - | - | 1 | - | 1 | 26.7 |
| 非現住建造物等放火 | 1 | - | - | - | - | 1 | - | 23.2 |
| 建造物等以外放火 | 1 | - | - | - | - | - | 1 | 39.3 |
| 建造物等延焼 | 1 | - | 1 | - | - | - | - | 12.9 |
| 激発物破裂 | 1 | - | 1 | - | - | - | - | 13.8 |
| 自動車運転過失致死 | 1 | - | - | - | - | - | 1 | 36.4 |
| 窃盗 | 1 | - | - | 1 | - | - | - | 17.3 |
| 常習累犯強盗 | 1 | - | 1 | - | - | - | - | 14.7 |
| 恐喝 | 1 | - | - | - | - | - | 1 | 34.9 |
| 爆発物取締罰則違反 | 1 | - | - | 1 | - | - | - | 15.6 |
| 銃刀法違反 | 1 | - | 1 | - | - | - | - | 13.2 |
| 関税法違反 | 1 | - | - | - | - | - | 1 | 28.5 |
| 道路交通法違反 | 1 | - | - | - | - | - | 1 | 36.1 |

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。